

## 主な指導事例（平成27年2月）

## ○ 買ったとき（消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段）

業種	概要
製造業	A社は、紙製品の袋詰めを委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの委託代金を据え置いていた。
ビルメンテナンス業	B社は、清掃業務を委託している者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの委託代金を据え置いていた。
放送業	C社は、ラジオ番組の出演者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの出演料を据え置いていた。
金属製品製造業	D社は、ブリキ缶の納入業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの納入代金を据え置いていた。
地方公共団体	E市は、水道メーターの検針及び水道料金の集金を委託している者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの委託代金を据え置いていた。
卸売業	F社は、物品の運送業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの委託代金を据え置いていた。